

○米原市空家バンク利活用促進奨励金交付要綱

令和6年4月1日

告示第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、米原市空家・空地バンク事業実施要綱(令和2年米原市告示第212号。以下「実施要綱」という。)第2条第5号に規定するバンク(以下「バンク」という。)の利活用促進を目的に、予算の範囲内で米原市空家バンク利活用促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、米原市補助金等交付規則(平成17年米原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、実施要綱において使用する用語の例による。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、バンクに登録した空家(以下「登録物件」という。)の所有者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 米原市暴力団排除条例(平成23年米原市条例第36号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めた者でないこと。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の交付対象物件、交付条件および額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 奨励金の交付は、1登録物件につき、別表に掲げる申請および請求区分ごとに1回限りとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、奨励金の交付を受けようとする物件について、改正前の米原市空家バンク登録奨励金交付要綱(令和6年米原市告示第65号)に基づく奨励金または米原市空家家財処分等補助金交付要綱(令和元年米原市告示第196号)に基づく補助金の交付を受けている場合(過去の所有者が当該奨励金または補助金の交付を受けている場合を含む。)は、この奨励金の交付対象としない。

(交付申請等)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、空家バンク利活用促進奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 空家バンク登録および成約物件証明書(様式第2号)
- (2) 誓約書兼同意書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定および額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは奨励金の交付決定および額の確定を行い、空家バンク利活用促進奨励金交付決定通知書兼確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付手続の特例)

第7条 奨励金の交付手続については、規則第22条の2の規定により、規則第5条の交付申請および規則第18条の交付請求ならびに規則第8条の交付決定通知および規則第16条の額の確定通知を併合し、規則第15条の実績報告は省略するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた者が、規則第19条に規定するもののほか、正当な理由なく登録物件の登録から2年を経過するまでの間に空家の登録を取り消した場合は、奨励金の交付決定を取り消し、すでに奨励金が交付されている場合は、交付された当該奨励金の返還を請求することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表(第4条関係)

申請および請求区分	交付対象物件	交付の条件	奨励金の額
バンクへの登録	登録物件で、申請日時点において登録日から3月以内であるもの	登録物件に係る奨励金の交付の日から2年以上継続してバンクに登録する意思があり、実施要綱に基づくバンク事業に積極的に協力する意思があること。ただし、登録物件が成約(利用希望者と売買契約または賃貸借契約を締結したものをいう。以下同じ。)した場合は、この限りでない。	1登録物件につき10,000円
登録物件の	登録物件で、申請日時	バンクの利活用により成約した登	1登録物件に

成約	点において売買または 賃貸借契約締結日から 3月以内であるもの	録物件であること。	つき30,000円
----	---------------------------------------	-----------	-----------

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示の規定に基づき決定された奨励金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

付 則 (令和7年米原市告示第81号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

米原市空家バンク利活用促進奨励金交付申請書兼請求書

年 月 日

米 原 市 長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

米原市空家バンク利活用促進奨励金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請し、請求します。

記

1 交付申請額および請求額

申 請 お よ び 請 求 区 分		補助金申請額および請求額
<input type="checkbox"/>	バンクへの登録	10,000円
<input type="checkbox"/>	登録物件の成約	30,000円

注 該当する申請および請求区分にを記入してください。

2 登録または成約物件の情報

空 家 番 号	
<input type="checkbox"/> バンクへの登録日 <input type="checkbox"/> 登録物件の成約日	年 月 日
所 在 地	米原市 番地

注 1の申請および請求区分に応じてを記入し、登録日または成約日を記入してください。

3 振込先

金 融 機 関 名		支店支所名	
預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
フリガナ	-----		
口座名義			

注 振込先は、申請者本人の口座に限ります。

4 添付資料

- (1) 空家バンク登録および成約物件証明書（様式第2号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第3号）

様式第2号（第5条関係）

空家バンク登録および成約物件証明書

空 家 番 号	
<input type="checkbox"/> バンクへの登録日 <input type="checkbox"/> 登録物件の成約日	年 月 日
空 家 所 在 地	
空 家 所 有 者	住所： 氏名：

上記の物件は、空家バンクの取扱物件であり、記載内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

米原市空家・空地バンク事業運営者

名称

代表

様式第3号（第5条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

米 原 市 長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

私は、米原市空家バンク利活用促進奨励金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約し、同意します。

記

1 誓約事項

- (1) 登録物件に係る奨励金の申請から2年以上継続してバンクに登録すること（成約した場合を除く。）（申請および請求区分がバンクへの登録の場合に限る。）。
- (2) 米原市空家・空地バンク事業実施要綱に基づく業務に積極的に協力すること（申請および請求区分がバンクへの登録の場合に限る。）。
- (3) 奨励金の交付申請に関し、偽りその他の不正な行為がないこと。
- (4) 米原市補助金等交付規則第19条および米原市空家バンク登録奨励金交付要綱第9条に規定する事由に該当することとなった場合は、市の返還命令に従い、当該奨励金を返還すること。

2 同意事項

- (1) 米原市空家バンク利活用促進奨励金の適正な執行に必要な範囲で、市長が戸籍情報、住民登録情報および市税等の情報について取得および閲覧を行うこと。
- (2) 米原市空家バンク利活用促進奨励金の交付申請に当たり、市長が報告および調査等を求めた場合は、これに協力すること。

様式第4号（第6条関係）

米原市空家バンク利活用促進奨励金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日

様

米 原 市 長

年 月 日付けで申請のありました奨励金の交付については、その交付を決定し、交付する奨励金の額を下記のとおり確定したので、米原市空家バンク利活用促進奨励金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

奨励金 _____ 円